補助金・負担金等の見直しに係る報告書

木　更　津　市

（令和8年〇月）

目　　次

1　補助金・負担金等の見直しについて……1

2　審査の結果……1

3　補助金・負担金等交付の基本的な考え方……3

4　所管部署による補助金・負担金等の再検証……4

1 補助金・負担金等の見直しについて

本市では、市民・団体・事業者（以下「市民等」という。）と協働・共創しながら持続可能なまちづくりを次世代に継承することを目指し、市民活動に対する支援や地域力を高めるための拠点づくり、にぎわいや交流を生む空間の創出など様々な取組を進めています。

このような取組を一層進展させるためには、補助金等の必要性や効果を検証・評価し、透明性を高めるとともに、補助金等を効果的・効率的に活用することが重要であると考えています。

補助金や負担金等は、制度当初の有効性・必要性が今なお認められるか、所期の効果が得られているのか、また交付団体の自立を妨げていないのかを、定期的に見直す必要があります。令和7年度に改訂した補助金・負担金等の見直しに関する基本方針では、4年に一度、全面的な見直しを行い、また見直しによる効果を維持向上させるため、指摘事項について毎年度、検討状況を公表することとしています。

補助金等の所管部署においては、本報告書に基づき、指摘のあった補助金・負担金等について継続的に検証を行い、関係団体と協議・調整を図り、基本方針に定める基準に沿った適正な補助金・負担金等の交付に努めることとします。

2 審査の結果

補助金・負担金等の見直しに当たり、国や県の財源により行う事業や一部事務組合に対して支出する事業、法令や県の条例等で支出が義務付けられているものなど、支出金額を自主的に決定できない事業、千葉県市長会及び君津郡市広域市町村圏事務組合によって審査される法令外負担金等は除外し、審査を行いました。

審査の結果は、審査件数172件のうち、現状維持116件、縮小14件、整理統合40件、廃止2件となりました。

今後の補助金・負担金等交付の課題や補助金制度のあり方を以下のとおり示します。

（1）目的の明確化

個別の補助金交付要綱は概ね整備されていますが、その内容が抽象的であるものや、交付要綱

が未整備の補助金がありました。補助金の交付に際しては、補助金交付の目的や補助対象事業、補助対象経費、補助期間・回数などを明確に定め、客観的な判断基準の下、補助金の公平性や透明性を確保する必要があります。

(2)運営補助から事業補助への切り替え

運営費を補助しているものが複数ありますが、補助団体の自立を妨げる可能性があるとともに、既得権的に長期化する傾向があります。本来は、団体において自主財源で自立した運営を行うべきであり、団体の運営費に対する補助は、縮小・廃止して、事業補助に切り替えていく必要があります。しかしながら、市と市民等が協働により行う必要がある事業であって、役割分担により市が運営補助や支援を行う場合は、その必要性や役割分担を明確にすることが求められます。

なお、職務命令によって、市の職員を公益法人の事務に専ら従事させたことが違法とされた判例(東京地裁平成11年(行ウ)第272号)もあります。人的支援は、金銭的支援と同様に公的な負担であることから、市が行うべき事務の範囲なのかを慎重に判断する必要があります。

(3)補助対象経費の明確化

補助金については、交付申請書及び実績報告書等により、補助金の対象となる経費を明確にし、公金の支出という観点から、交際費、慶弔費、懇親会など、公益的事業に直接関係しない経費については、補助対象外とする必要があります。

(4)繰越金について

繰越金が多額な場合は、補助金額が団体の資金需要を上回っていることが考えられます。この場合は、翌年度の補助額を減額するなど補助金額の見直しが必要です。

一方で、明確な目的があって繰り越している場合は、その積立に係る目的・必要額・使用時期を示す計画を確認し、客観的に必要と認められるかを判断します。必要性が認められる場合は、交付申請書等で計画事業の繰越財源であることが分かるように記載されているか、確認する必要があります。

(5)終期の設定について

一度補助金交付の決定がされると、長期にわたり補助が継続する傾向が見られます。長期補助になると目的や効果が曖昧になりがちなため、原則5年以内の終期を設定することとし、設定しな

い合理的な理由がある場合は、その理由や終期の考え方を明確にする必要があります。

また、5年を超えて継続している事業は、補助の効果や目的の達成度、市民のニーズの変化などによりゼロベースからの検証を行い、必要に応じて縮小や廃止、整理統合などの見直しを図ることが必要です。

(6)効果検証について

限られた財源を効果的に配分する観点から、補助金の成果を客観的に把握することが重要です。多くの事業で、公益性は認められるが効果検証が不十分という課題が見られたことから、補助金額に見合う効果が得られているかを継続的に検証することが求められます。

3 補助金・負担金等交付の基本的な考え方

補助金・負担金等は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されているとおり、市が市民等の行う特定の事業等に対して、行政目的に合致するとともに公益上必要があると認めた場合に交付できるものです。補助金・負担金等交付の適否に当たっては、統一的な基準に基づいて判断する必要があるため、以下に補助金等交付基準を示します。

【補助金等交付基準】

ア 公益性が認められる事業

a 判断基準となる個別交付要綱等の整備はされているか。

b 事業目的や事業内容が広く市民の利益となるようなものであるか。

c 事業目的が市の政策上の位置付けと整合しているか。

イ 公平性が認められる事業

a 補助対象が特定の個人や組織に限定されないよう機会均等が保たれているか。

b 補助金交付先の決定は、適正、かつ、公平な審査を基に行っているか。

ウ　必要性が認められる事業

ａ　市と市民等の役割分担の観点から、補助すべき事業・活動であるか。

ｂ　事業実施主体が、補助金等の交付を前提とした団体運営になっていないか。

ｃ　補助金が無くなった場合、運営や事業実施が困難になるか。

ｄ　実績報告書などに、繰越金等の記載はないか。客観的に必要と認められる積立金等を除き、繰越金の額が過大となっていないか。

ｅ　民間において既に事業化されている場合や類似の事業が存在するなど、代替事業が他に行われていないか。

エ　適時性が認められる事業

ａ　他の事業以上に、今年度に行う必要性があるかどうか。

ｂ　事業目的が社会経済情勢の変化を踏まえ、現在でも取り組むべき内容であるか。

オ　効果が認められる事業

ａ　事業の実施により想定した効果（利益）が認められるか。

ｂ　補助金額に見合う効果（利益）が期待できるか。

ｃ　補助金によって取得された資産（建物、物品等）は活用されているか。

ｄ　補助対象経費は精査されているか。

４　所管部署による補助金・負担金等の継続的な検証

審査の結果、評価が「縮小」、「整理統合」、「廃止」に該当したものについて、所管部署により継続的に検討を行い、当該事業における補助金のあり方や要綱の記載内容、補助金額を検証し、適宜見直しを図ることとし、検討状況については毎年度公表します。

また、電子地域通貨アクアコインで支払うことで団体の活動を補助するだけでなく、地域経済を循環させる相乗効果が期待できます。このため、補助額の一部をアクアコインで支払うなど、アクアコインで支出できるよう要綱の見直しなどの取組が求められます。